第１号議案
２　芦屋市の保険料率と賦課限度額（平成23年度分）【補足資料】

国民健康保険料の決め方（平成２３年度）

「基礎分」の保険料 賦課限度額 500,000円	＋	「後期分」の保険料 賦課限度額 130,000円	＋	「介護分」の保険料 賦課限度額 100,000円	＝	国民健康保険料 賦課限度額 730,000円

「基礎分」の保険料の求め方を例示します
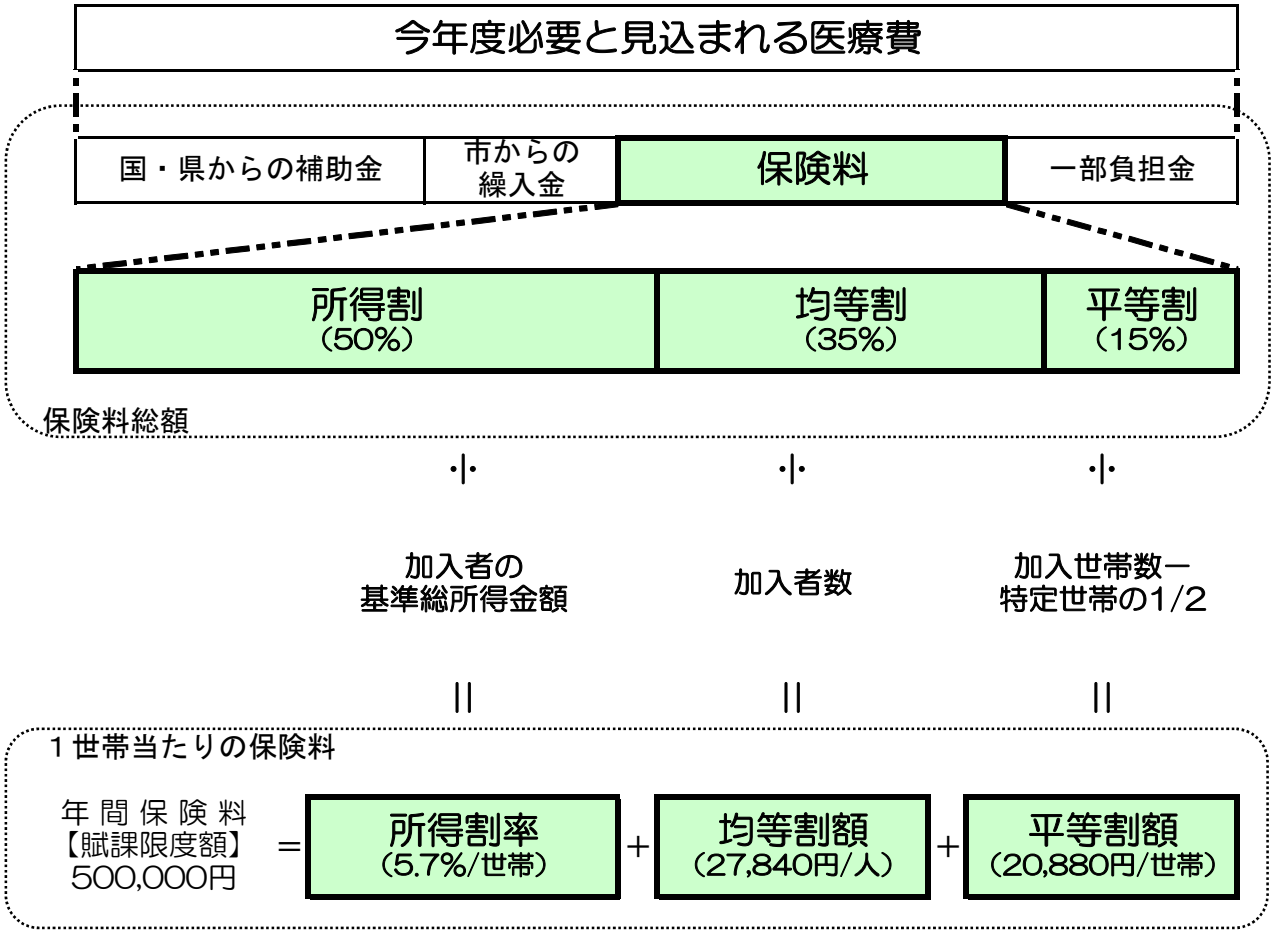
「基礎分」の保険料は，その年度に必要と見込まれる医療費から，国・県からの補助金や市の一般会計からの繰入金，被保険者が病院等の窓口で支払う「一部負担金」を除いたものを，所得割額：均等割額：平等割額＝50：35：15の比率で被保険者に負担していただきます。
図解すると次のとおりです。